

同日午後四時頃職工側ヨリ西川道一郎 太田政次郎ノ  
兩名代表者トナリ奥澤ノ代表者ニ会見値下額ヲ質問  
シテハ  
一 請員制度ノ職工ニ対シテハ

一 曰給二月以上ノ常俸職工ニ対シテハ二割

一 曰給二月未満者常俸職工ニ対シテハ五分

ノ値下ヲ行フ旨答ヘタリ以テ共済会ニ定時退場後

同市別所村島ノ池職工早川吾次郎方ニ一般職工ノ会

合ヲ催シ前記兩名代表者ノ報告ニ基キ種々協議ヲ

深シタル結果此ノ際会社ノ窮状ヲ諒察シ隠忍値下ヲ

承諾スルコトニ決議シ翌二十九日ヨリ平常通り就業シ居

レルカ何時再燃スルヤモ難計引續キ注意視察中

存及申(通)教矣也

12